

【阿波和紙の伝統技術継承などへの取り組み】



(職人の手によって一枚一枚丁寧に漉かれる和紙)



(阿波和紙伝統産業会館)

吉野川市は、徳島県北部のほぼ中央に位置し、全国有数の清流「四国三郎」吉野川と「阿波富士」の別名のある高越山などの山々に囲まれています。東西に広がっている本市は、山村地域や過疎地域もありますが、商業地域もある人口約3万7千人のほどよい田舎です。

そんな吉野川市では、阿波和紙の伝統技術継承などへの取り組みを行っていただける地域おこし協力隊を求めています。



「吉野川市 PR 動画」

【取り組んでいただくコト(活動)】

山川地区には、1,300年ほどの歴史を有する阿波和紙が伝統産業として受け継がれており、近年は建物の内装やアートとしての和紙の活用など幅広い分野から注目が集まっています。このため、和紙の紙漉き体験や和紙を活かしたアートを行うなど、国内外から多くの方にお越しいただいております。

そこで、阿波和紙の伝統文化を守りかつ地域活性化のため、阿波和紙の製造技術継承や文化資源としての観光客誘致に向けた取り組みなどに携わっていただける人材を求めています。



和紙の伝統文化を守り継承するだけでなく、‘新しい素材の作り手’として、さまざまな技法の開発・素材の研究活動も行っています。

◆任期満了後について

協力隊活動後の定住・起業や就労に関しては、受け入れ事業所や商工団体、地域おこし協力隊のサポート団体等と連携し、随時支援を行います。

また、起業する場合は市から「地域おこし協力隊起業支援補助金」を支給することができます。

【受入団体からひとこと】

（求める人物像）

情熱をもって、和紙製造に携わっていただける方、共に阿波和紙の継承に携わる仲間となっていただける方。

ぜひ伝統工芸士を目指してほしい！

【雇用や待遇について】

◆雇用関係

阿波手漉和紙商工業協同組合との雇用契約となります（市との雇用関係はありません）。副業の可否については、阿波手漉和紙商工業協同組合との相談となります。

◆勤務時間・休暇

勤務時間は、週30時間となります。

休暇は、阿波手漉和紙商工業協同組合と相談となります。

◆委嘱期間

吉野川市地域おこし協力隊として、市が委嘱します。

委嘱期間は、地域おこし協力隊を委嘱した日から令和9年3月31日までです。

なお、最長3年間（令和11年3月31日）まで延長できるものとします。

◆給与

月額180,000円で、勤務年数に応じて昇給があります。

◆社会保険等

阿波手漉和紙商工業協同組合で、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。

◆住居費

家賃（共益費・水道費などの家賃以外は除いた額）は、実費相当額を市が負担します。

※詳しくは、ページ下部の募集要項をご覧ください。

紙漉き技術を取得して職人を目指したい！ 阿波和紙で観光客を誘致し、地域を盛り上げたい！ と思っている方や、ここまでで取り組んでいただける内容や吉野川市に少しでも興味が出てきた方は、是非とも担当まで問い合わせください！

本市で地域おこし協力隊として活躍する姿を、一緒にイメージしていきませんか？

募集要項	
雇用関係	阿波手漉和紙商工業協同組合が雇用します（市との雇用関係はありません。）。
業務概要	・阿波和紙の製造 ・紙漉き体験、ワークショップの指導・運営など、文化資源としての観光客誘致に向けた取り組み ※毎月10日までに日ごとの活動をまとめた活動実績書を提出していただきます。
募集対象	次の（１）から（１０）を全て満たす方。 （１）総務省が定める３大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、委嘱後に吉野川市へ生活拠点を移し、住民登録ができる方 ※詳しい対象地域については、総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」でご確認ください。 （２）心身ともに健康であり、地域の活性化や住民と協働による活動に意欲的に取り組むことができる方 （３）地域の特性や慣習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方 （４）地域おこし協力隊としての活動期間終了後も吉野川市に定住し、起業・就業しようとする意欲を持つ方 （５）普通自動車運転免許を取得しており、実際に運転ができる方 （６）パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、パワーポイントなど）ができる方 （７）SNSなどを活用して情報発信ができる方 （８）地方公務員法第１６条の欠格事項に該当しない方 （９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等またはそれらの構成員に該当しない方 （１０）外国人とコミュニケーションを図ることが苦手でない方 ※語学のスキルを求めるものではありません。 （参考） 地方公務員法第１６条における欠格事項 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法を犯し刑に処せられた者 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
募集人数	１名
勤務地	吉野川市山川町
勤務時間・休暇	勤務時間は、週30時間となります。 休暇は、阿波手漉和紙商工業協同組合との相談となります。

雇用形態・委嘱期間	阿波手漉和紙商工業協同組合との雇用契約となります（市との雇用関係はありません。）。 吉野川市地域おこし協力隊として、市が委嘱します。 吉野川市地域おこし協力隊の委嘱期間は、委嘱日から令和9年3月31日までの任期ですが、隊員、市及び阿波手漉和紙商工業協同組合の合意のもと、最長3年（令和11年3月31日）まで延長できます。
給与等	月額180,000円となります。 ※勤務年数に応じた昇給があり、最大月額200,000円（3年目）となります。 給与と別に通勤手当が、通勤距離に応じて支給されます。
待遇・福利厚生	◆<u>社会保険・年金に関して</u> 阿波手漉和紙商工業協同組合において健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。 ◆<u>住居に関して</u> 住居は、阿波手漉和紙商工業協同組合が手配しますが、家具・家電等は、個人負担となります。 住居費（共益費・光熱水費等の家賃以外の経費は除く。）、引越しの際に発生した敷金、礼金及び仲介手数料などの実費相当額を支給します。 ◆<u>活動に対する費用に関して</u> 活動で使用する車両のリース代、活動で使用した車両の燃料費、活動で必要と認められたパソコンなどのリース代、活動に必要な事務用品、作業道具などの消耗品の購入に要した金額について、予算の範囲内で実費支給します。 また、活動に必要な研修負担金や資格取得費用といった活動費に対して、予算の範囲内で実費支給します。
申込受付期間	◆<u>申込受付期間</u> 令和8年4月3日（金）から令和8年7月31日（金）まで 必着 ※応募の状況により、募集を打ち切る場合があります。 ◆<u>応募方法</u> 郵送又は持参 ◆<u>提出書類</u> (1) 応募用紙 (2) 住民票（抄本）の写し 1通 (3) 普通自動車運転免許証の写し ※提出いただいた書類は受付後返却いたしませんので、ご了承ください。 ◆<u>提出先及び問い合わせ先</u> 〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1 吉野川市役所 市長公室 総合戦略係（担当：原田） 電話 0883-22-2203 FAX 0883-22-2244 E-mail m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp ※郵送の際、封筒の表に「地域おこし協力隊応募書類在中」と朱書きしてください。

	※オンライン相談も対応しますので、希望する場合は事前にご連絡ください
審査方法	(1) 第1次選考（書類選考） 提出書類をもとに書類選考を行います。 選考結果は、令和8年8月上旬に応募者全員に文書で通知します。 (2) 第2次選考（面接） 第1次選考合格者を対象に、令和8年8月中旬に吉野川市内で面接を行います。 詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせします。 なお、第2次選考に要する交通費、宿泊費などは個人負担となります。 (3) 最終選考結果の通知 第2次選考の後、最終選考結果を第2次選考受験者全員に文書で通知します。 なお、選考結果の内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。
参考 URL	吉野川市HP https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/